書面による計算報告

次の破産事件について、破産管財人から任務終了による計算の報告書の提出があった。破産法89条３項に規定する者は、計算に異議があれば、以下の期間内に裁判所に異議を述べなければならない。

平成２４年（フ）第１３１号

山口県周南市岐山通１－５、住民票上の住所
山口県下松市旗岡３丁目６番３―101号
破産者　若狭　秀之（旧姓木村）
異議申述期間　平成26年１月17日まで
平成25年12月16日　山口地方裁判所周南支部

特別清算開始

平成２５年（ヒ）第２１０３号

東京都杉並区上荻１丁目23番17号
清算株式会社　株式会社オールドスター
代表清算人　平出　晋一
１　決定年月日　平成25年12月13日
２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
東京地方裁判所民事第８部

平成２５年（ヒ）第８号

長崎県佐世保市鹿子前町708番地
清算株式会社　株式会社アイ企画
代表者代表清算人　黒木　和彰
１　決定年月日　平成25年12月10日
２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
長崎地方裁判所佐世保支部

特別清算終結

平成２５年（ヒ）第１８号

東京都八王子市明神町４丁目７番地15シティレジデンス801
清算株式会社　株式会社三恵興産
１　決定年月日　平成25年12月13日
２　主文　本件特別清算手続を終結する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

特別清算協定認可

平成２５年（ヒ）第１５号

群馬県高崎市大八木町3000番地３
清算株式会社　株式会社ホシノスポーツ
代表清算人　星野　守司
１　決定年月日　平成25年12月13日
２　主文　次の協定を認可する。
協定
１　各協定債権者は、清算株式会社に対し、各協定債権の総額につき、その債務を免除する。
２　前項の免除後、清算株式会社に新たな財産が発見されたときは、清算株式会社は、これを速やかに換価し、各協定債権者に対し、換価代金から必要な費用を控除した残額を各協定債権額の割合に応じて弁済する。この場合においては、各協定債権者が前項の規定により行った債務の免除は、新たにされた弁済の限度で効力を失うものとする。
前橋地方裁判所高崎支部

監 督 命 令

平成２５年（再）第１０号

名古屋市瑞穂区塩入町15番13号
再生債務者　木村刃物製造株式会社
１　主文　再生債務者について監督委員による監督を命ずる。
２　監督委員　名古屋市東区白壁２丁目４番30号八興第２センタービル６階　安藤貞行法律事務所　弁護士　安藤　貞行
平成25年12月13日
名古屋地方裁判所民事第２部

監督命令取消

平成２５年（再）第１号

青森県上北郡野辺地町字湯沢９番地
再生債務者　まかど温泉ホテル株式会社
主文　平成25年９月10日にした監督命令を取り消す。
平成25年12月12日
青森地方裁判所第２民事部

管 理 命 令

平成２５年（再）第１号

青森県上北郡野辺地町字湯沢９番地
再生債務者　まかど温泉ホテル株式会社
１　主文　管財人による管理を命ずる。
２　管理人　青森市古川２丁目20番３号　朝日生命青森ビル７階　石岡法律事務所　弁護士　石岡　隆司
３　再生債務者の財産の所持者及び再生債務者に対して債務を負担する者は、再生債務者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。
平成25年12月12日
青森地方裁判所第２民事部

再生計画認可

平成２４年（再）第１号

佐賀県西松浦郡有田町南原丁80番地19
再生債務者　株式会社宝光堂
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　債権者集会で可決された本件再生計画には、民事再生法174条２項各号に該当する事由はない。
平成25年12月12日　佐賀地方裁判所武雄支部

再生手続終結

平成２４年（再）第１号

石川県羽咋市柳田町七〇字60番地
再生債務者　株式会社ホクリク鋳鉄
１　主文　本件再生手続を終結する。
２　理由の要旨　本件について、再生計画が遂行された。
平成25年12月13日　　金沢地方裁判所民事部

小規模個人再生による再生手続開始

平成２５年（再イ）第１６号

長野市大字風間1686番地31
再生債務者　廣瀬　章彦
１　決定年月日時　平成25年12月13日午後５時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成26年１月６日まで
４　一般異議申述期間　平成26年１月17日から平成26年１月24日まで
長野地方裁判所民事部再生係

平成２５年（再イ）第４８号

愛知県刈谷市矢場町５丁目405番地
再生債務者　深谷謙一郎
１　決定年月日時　平成25年12月12日午後５時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成26年１月６日まで
４　一般異議申述期間　平成26年１月９日から平成26年１月16日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部

平成２５年（再イ）第２１号

三重県桑名市大字東方2494番地２　レオパレスアスカ102号
再生債務者　八丁　一広
１　決定年月日時　平成25年12月16日午前10時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成26年１月６日まで
４　一般異議申述期間　平成26年１月14日から平成26年１月21日まで
津地方裁判所四日市支部

平成２５年（再イ）第１６号

滋賀県東近江市園町907番地
再生債務者　脇坂　弘基
１　決定年月日時　平成25年12月13日午前10時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成26年１月６日まで
４　一般異議申述期間　平成26年１月９日から平成26年１月23日まで
大津地方裁判所彦根支部

平成２５年（再イ）第４７号

愛知県岡崎市井ノ口町字河原西23番地　岡崎宿舎２、旧住所石川県羽咋郡志賀町富来領家町ソの３番地１
再生債務者　髙桑　勇人
１　決定年月日時　平成25年12月12日午後５時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成26年１月９日まで
４　一般異議申述期間　平成26年１月16日から平成26年１月23日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部

平成２５年（再イ）第１４号

福島市松川町美郷３丁目11番地の17
再生債務者　角田　隆弘
１　決定年月日時　平成25年12月13日午後５時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成26年１月10日まで
４　一般異議申述期間　平成26年１月24日から平成26年２月７日まで
福島地方裁判所